|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 全港湾関西地本 |

**１．統一要求方針**

|  |  |
| --- | --- |
| 賃金に関する要求 | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | 【要求基準】１ 基本給一律月額30,000円を4月分賃金より引き上げ（全国統一要求）２ 職種別初任給（基準内賃金）　(1)トラック職種・港湾以外の現業関係　245,000円以上　(2)一般職員関係　192,200円以上３ 退職金制度未達企業について勤続年数ごとに退職金額を次のとおり改定すること。　　○30年：1,600万円以上　　○35年：2,000万円以上　　○40年：2,400万円以上　　○45年：2,800万円以上４　完全日給・時間給制労働者の労働条件向上1. 長期連休に際して、賃金が大幅に減額となる場合があり、港湾以外の完全日給・時給職場は、

月間保障日数の設定など賃金減額を伴わない就労体制の構築を進めること。1. 大型連休などで、土・日以外を対象に企業側都合で発生する休日については、労基法第12条に

基づく平均賃金の補償対象日とすること。 | １　労働条件の引き上げ（1）時間外割増の引き上げ　　・港湾産別協定月間40時間の残業上限時間を基準に、全職種を対象に40時間を超える残業については割増率5割分　　　（割増率0.25＋0.25）の上積みと休暇の付与を原則とし、時間外労働の抑制を求め取り組む。　（2）完全週休2日制の確立（港湾関係職種を除く）　　　・完全週休2日制は、原則として土曜、日曜とする。併せて、休日に出勤した場合は、翌週中に代休を取得することと　　　　する。　（3）所定労働時間の短縮　　　・既に6大港の港湾職場で実施されている1日8時間拘束・実働7時間労働を柱に、週35時間労働の確立をめざす。　 (4) 年次有給休暇の拡大と完全消化　　　・港湾関係職場は入社6か月で最低18日（産別協定）の遵守と、勤続満1年につき1日加算し、最高27日以上を要求　　　　する。その他の職場は産別協定を基準に、年休の増日確保に取り組む。併せて、年次有給休暇の完全消化をめざす。　 (5) 特別有給休日・休暇の取得　　　・年末年始有給休日（12月30日～1月4日）6日間、夏季休暇5日間の獲得をめざす。また、メーデー（5月1日）は、　　　　企業の責任において賃金の減額を伴わない特別有給休日として要求する。　 (6) 港湾産別協定の遵守　　　・港湾関係職場は、港湾産別協定（拘束8時間、実働7時間、時間外労働45時間以内）、5・9協定（週休2日制）の完全遵守を、各港湾職場段階で再確認することとし、全職場で時間外40時間以内をめざす。　 (7) 定年延長　　　・65歳までの定年延長を基軸に取り組む。　 (8) 高齢者雇用対策　　　・必要に応じて基本的に同一職場、同一労働については均等待遇に取り組む。　 (9) 社会3保険料等の労使負担割合　　　・社会3保険料及び介護保険料の労使負担割合について、実質使用者7割、労働者3割の負担措置をめざす。 (10)労災企業補償の特別一時金額引き上げ　　・2019年10月2日に労使合意・協定化に至ったことをふまえ、旧協定を締結している分会は、合意条件に基づく協定　　　化を求めるとともに、早急に到達できるよう取り組む。 (11)メンタルヘルスケア対策にかかわるストレスチェック制度　　・ストレスチェック制度の導入について、制度を実施する企業は地本統一協定書の締結を条件とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　他 |
| 一時金関連 | 春闘交渉時 | ― |
| 季別交渉時 | ― |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 2月26日 | 4月15日 | 1月18日　関西地本24春闘討論集会 |
| 夏季 |  |  |  |
| 年末 |  |  |  |

※本表は、大阪府の設定項目により作成しているため、各産別等の統一要求方針の全てを記載しておりません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、“一時金関連”のみ記載しています。